

教 育 行 政 方 針

令和5年矢巾町議会定例会3月会議に当たり、令和5年度の矢巾町教育行政方針を申し上げます。

本町の教育行政の推進につきましては、議員各位並びに町民の皆さまのご理解とご支援を賜っておりますことに心から感謝申し上げます。

さて、第7次矢巾町総合計画後期基本計画においては、7つのまちづくりの施策方針がございます。教育委員会は第1章「健やかな生活を守るまちづくり」と第2章「時代を拓き次代につながる人づくり」中の「子ども・子育て」及び「教育分野」における方針実現のため、矢巾町教育大綱及び矢巾町教育振興基本計画を策定し、諸施策を推進しております。

本年は、第7次総合計画の総括の年、そして令和6年度から始まる第8次総合計画を策定する年となります。

現状においては、新型コロナウイルス感染症がまだまだ猛威をふるい、その拡大、長期化による教育・保育現場への影響が懸念される場所ではありますが、ウィズコロナを見据えながら、子ども達の育ちを就学前からしっかりと支援し、小学校就学へと切れ目なくつなげ、さらに、児童生徒に命の大切さ、豊かな情操、社会性を涵養し、多様な学習機会を通じて生涯にわたり学習する意欲を育み、児童生徒が確かな学力を身に付け、健康で明るく豊かに育つように、国、県の施策等も踏まえ、子ども・子育て及び教育の施策を推進してまいります。

それでは、教育委員会として令和5年度に取り組む主な施策の方針等について述べさせていただきます。

まず第1章「健やかな生活を守るまちづくり」第4項「児童福祉の

充実」について、第7次矢巾町総合計画を踏まえ作成した、第2期矢巾町教育振興基本計画並びに「第2期矢巾町子ども・子育て支援事業計画」に基づきご説明いたします。

「児童福祉の充実」については、「子ども・子育て支援の充実」及び「児童虐待防止体制の充実」を柱とした取り組みを推進してまいります。

1点目「子ども・子育て支援の充実」についてですが、社会情勢の変化により多様化する子育てニーズに適切に対応するため、支援を総合的かつ計画的に実施することを基本とし、ひろば事業や各種健診、乳児訪問などの様々な機会を捉え、子育て家庭が抱える悩み等を察知し、妊娠期から子育て期全般にわたる切れ目のない支援を「子育て支援ネットワーク」が一体となって進め、地域全体で子どもや子育てを見守り、支えることができる、子ども・子育てにやさしい町づくりを進めてまいります。

また、保育料無償化の対象者拡大など、子育て世帯の負担軽減を図るための施策について検討するとともに、保育施設における保育体制の強化、奨学金返済助成制度による処遇改善、子育て支援員の育成を行っていくことで、引き続き保育士の確保と待機児童の解消に努めてまいります。

さらに、核家族化や共働き等により多様化する子育て世帯のニーズに対するきめ細やかな支援を行うことができるよう、「ファミリー・サポート・センター」の会員数の確保についても、引き続き取り組んでまいります。

児童館事業については、家庭や学校との日常的な情報共有を通して、心身ともに安全・安心な居場所づくりを行いながら、年齢に合わせた

「遊び」や「生活」の支援を行い、児童の健全育成の充実に努めるとともに、施設の維持補修に加え、令和5年度は、煙山児童館と不動児童館のICT化を進め、施設環境の業務の効率化、児童や保護者の利便性の向上に努めます。

2点目「児童虐待防止体制の充実」についてですが、子ども課内に設置した「矢巾町子ども家庭総合支援拠点」において、児童虐待を早期に発見するとともに、その発生を予防するため、研修等による職員の専門性の向上を図り、関係機関との連携もより一層強化し、子どもを守る権利条約の理念のもと、「子どもが子どもらしく自分の人生を歩むことができる」地域や家庭環境づくりに努めてまいります。

次に第2章「時代を拓き次代につながる人づくり」第1項「学校教育の充実」について、第7次矢巾町総合計画を踏まえ作成した、第2期矢巾町教育振興基本計画に基づきご説明いたします。

「学校教育の充実」については、8つの施策の方向性の下、「確かな学力の育成」、「豊かな心の育成」、「健やかな体の育成」及び「地域と学校との連携・協働の推進」の4項目を重点とした取り組みを推進してまいります。

1点目「確かな学力の育成」についてですが、現在各学校では「令和の日本型学校教育」の実現を目指し、子どもたちの可能性を引き出すため、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させるべく取り組んでいるところです。

本年度は、「個別最適な学び」を推進するツールとして、GIGAスクール構想にて整備した「一人一台端末」を活用した学びの在り方について、授業実践研究を基軸とし、持ち帰りによる家庭学習や長期休業期間の学習、修学旅行などの校外学習などの場面でも、文房具の

ように学習の道具としての活用が進むよう取り組みを進めてまいります。

また、「確かな学力」を支える教育環境を整えるため、「学びを継続させるための経済的な支援」、「通学支援」、「支援員の配置」、「学校施設の改修・整備」に引き続き取り組んでまいります。

「学びを継続させるための経済的な支援」については、要保護・準要保護世帯への就学援助費の支給やクラブ活動での各種大会参加費補助を引き続き実施するとともに、経済的な理由により修学をあきらめることがないように、貸付型奨学金事業に加え、給付型の奨学金事業を継続して実施し、今後においても本事業の安定的な運用を行うことができるよう努めてまいります。

通学支援については、遠距離通学の児童生徒への通学費の補助を継続するとともに、スクールバスについても、利用者からの要望を参考にして、運行時刻や停留所位置等を改善するなど、より安全かつ適切な運行に努めてまいります。

「支援員の配置」については、個別の支援が必要な児童生徒への支援のために「特別支援教育支援員」を、学校不応適傾向の児童生徒への支援のために「学校適応支援員」を配置し、学習支援等を行うなど、一人一人のニーズに応じた指導と支援に努めてまいります。

「学校施設の改修・整備」については、安全な学校施設管理と運営を図るために、令和2年度に策定した「矢巾町学校教育施設長寿命化計画」に基づく計画的な老朽化対策のほか、日常的な施設・設備点検の徹底を行うとともに、小規模修繕に早急に対応し、児童生徒が安全な環境で安心して学ぶことができるよう、引き続き、施設の適切な維持管理に努めてまいります。また、教材備品などの更新についても計

画的に進め、学習に支障を来さないよう、教育環境の充実を図ってまいります。

2点目「豊かな心の育成」についてですが、豊かな心を育む教育を推進するために、道徳教育は大きな役割を果たしておりますので、道徳指導研修会を令和5年度も実施し、授業研究会等を通して、道徳教育の推進と教員の指導力の向上を図ってまいります。また、全ての教育活動を通じて、一人ひとりが、高い倫理観をもち、人としての生き方や社会の在り方について、多様な価値観を認識しつつ、「人権を尊重する心」、「自他の生命を大切に作る心」の育成を図ってまいります。

次にいじめや不登校等の生徒指導上の諸課題への対応については、「いじめの見逃し0(ゼロ)」を合言葉に、定期的なアンケートの実施や教育相談などあらゆる機会を捉えて、児童生徒が発信するサインを見逃さず素早く察知し、適切な対応となるよう、組織で取り組むことを徹底するとともに、「いじめ問題対策連絡協議会」を開催し、関係する機関・諸団体との連携も図ってまいります。

また、教育相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の活用を促し、教育相談機能の充実を図り、児童生徒が個々に抱えている課題などに応じて適切に対応するとともに、通級指導教室「こころの窓」では、児童生徒個々に応じた学習支援を行うなど、通級児童生徒の段階的な学校復帰や望ましい進路の実現に向けた支援を継続してまいります。

3点目「健やかな体の育成」についてですが、各学校が体力・運動能力調査の結果を分析し、県教育委員会の取組である「60プラスプロジェクト」を効果的に運用し、望ましい食習慣や規則正しい生活習慣及び体力向上を一体的に推進してまいります。

望ましい食習慣に関わる学校給食については、成長期の子どもたちの身体づくりを支える大切なものであり、様々な食べ物や料理を通じて食事への知識を身につけていく機会と捉えており、今後も多様な食材を適切に組み合わせ、工夫しながら栄養バランスのとれたおいしい給食を提供するとともに、栄養教諭が各学校を訪問し年間40回前後実施している食育指導を通して、望ましい食習慣形成を図ってまいります。

また、食物アレルギーへの対応のほか、経年劣化が見られる箇所や機器、備品の修理・更新、委託業者との連携を綿密に行い、学校給食のより一層の質の向上を図り、安全・安心な学校給食の安定的な提供に努め、給食だよりの発行、SNSを活用した食に関する情報発信を通して、食育の推進に努めてまいります。

今般、円安や原油価格及び物価の高騰により、給食食材の価格も上昇しておりますが、このことが給食費の値上げなどで保護者への負担とならないようできる限りの努力に努めるほか、多子世帯への経済的な負担を軽減できる方策について、前向きに検討してまいります。

4点目「地域と学校との連携・協働の推進」についてですが、令和2年度に矢巾町学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を立ち上げました。この制度は、地域と学校が協働して子ども達の9年間の育ちを一貫して見守り、育んでいくために、町民や保護者等が学校運営に参画しながら課題解決に向けた取り組みを進めることをねらいとしております。このことを踏まえ、「地域とともにある学校づくり」や「課題解決に向けた取り組み」を令和5年度も進めてまいります。

また、学校が作成した防災安全マップを活かし、いつどこで発生す

るかわからない自然災害などの危険から自らの命を守り抜くために必要な「主体的に行動する態度」を育成し、学校、関係機関との連携を図りながら、防災・環境教育、防犯・安全教育を通して、生命尊重の態度も併せて育んでまいります。

以上、第7次矢巾町総合計画を踏まえ作成した、第2期矢巾町教育振興基本計画等を中心に述べましたが、今日的な課題についても触れたいと思います。

本年1月、矢巾北中学校を会場にSDGsをテーマとした「新春、町長と語る会」を実施しました。中学生は、このテーマに基づき町に対して4つの提言を発表し、町長がそれぞれに回答を行いました。

SDGsの原則は、「誰一人取り残さない」であり、格差をなくすことでもあります。現在、国の次期教育振興基本計画が中央教育審議会において議論されておりますが、SDGsの実現は「グローバル化する持続発展に向けて学び続ける人材の育成」の方針の一つとなっております。

またその中では、多様性、公平・公正、包摂性ある共生社会の実現に向けた教育の推進も議論されているところです。

このような動向も注視しながら、子ども達が笑顔で過ごせる町やいはを実現するために、教育委員会としては、乳幼児期から青年期までの子どもの発達成長過程に応じたきめ細やかで切れ目のない支援に取り組んでまいります。

議員各位をはじめ町民の皆さまのなお一層の御理解と御指導を賜りますようお願い申し上げます、令和5年度の教育行政方針といたします。